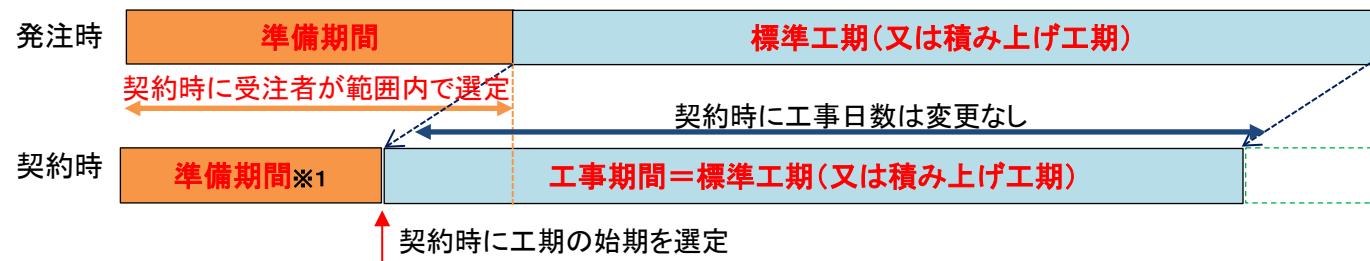


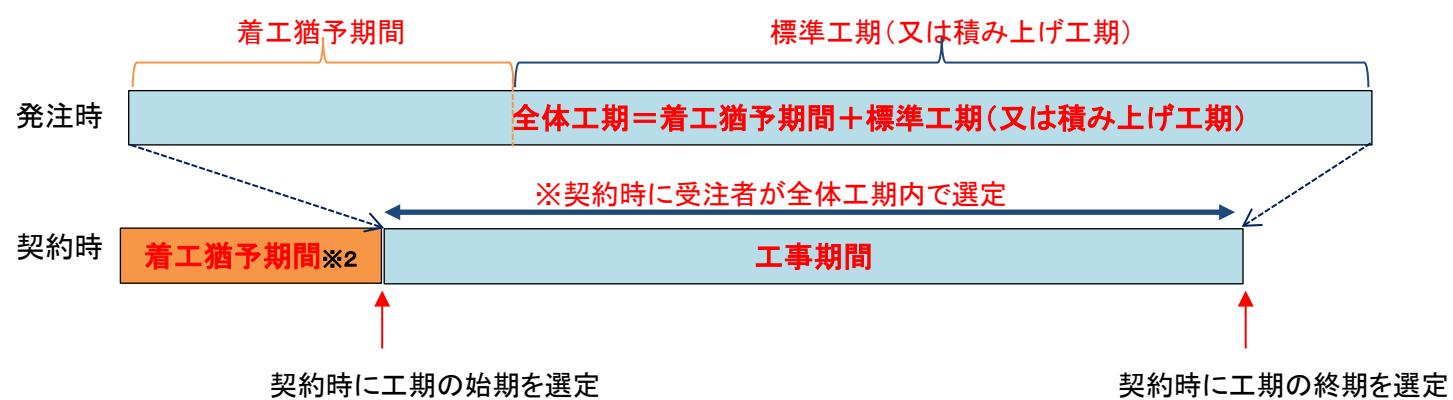
(参考)準備期間確保工事・フレックス工事について

①準備期間確保工事:受注者が工事の開始日を準備期間内で選択できる工事



- (準備期間確保工事)
対象工事
1. 災害復旧工事、
随意契約による工事
2. 東日本大震災に係る復興事業

②フレックス工事:受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる工事



- (フレックス工事)
対象工事
○標準工期を確保出来る工事
ただし、以下のものは対象外
・年度内に納まらない工事
(債務負担工事を除く)
・緊急性のある工事
・供用開始日が定められている工事
・工期の大幅な変更が予想される工事
・工事執行権者がフレックス工事
になじまないと判断した工事

※1 準備期間の長さ:180日以内とする。

※2 着工猶予期間の長さ:180日以内とする。

※3 技術者の配置について:工事期間は技術者の配置が必要。

準備期間及び着工猶予期間については、技術者の配置必要なし。
(ただし資機材の準備、書類のやりとりは可。現場搬入不可)